

広島県告示第五百五十四号

平成二十六年八月十九日から大雨による災害に関し、平成二十六年八月二十日から次の区域に災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の規定に基づく救助を実施する。

広島市

- なお、次の救助に係る知事の権限の一部を当該市の長が行うこととし、救助の実施期間については、災害救助法施行細則（昭和二十三年広島県規則第九号）に規定された期間とする。
- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
  - 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
  - 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
  - 四 医療及び助産
  - 五 被災者の救出
  - 六 被災した住宅の応急修理
  - 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
  - 八 学用品の給与
  - 九 埋葬
  - 十 死体の搜索及び処理
  - 十一 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

平成二十六年八月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦